

## 見積り合わせに参加するにあたっての注意事項

### 1 見積り合わせに参加出来る方

- (1) 2022年度（令和4年度）から2024年度（令和6年度）までにおける、福山市企画財政局財政部管財課の競争入札（見積）参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 福山市建設工事等指名除外基準要綱（1994年〔平成6年〕11月17日施行）の規定に基づく指名除外の期間中でないこと。
- (5) 本市に納付すべき市税の滞納がないこと。また、国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (6) 営業するうえで法令の規定による必要な許可、認可を得ていること。

### 2 見積書の記入及び提出について

- (1) 見積書の様式は福山市ホームページに掲載しています。【見積書（A5判×2）又は見積書（A4判）】任意の様式でも結構ですが、(4)の必要事項が確認できるものとしてください。
- (2) 見積書は記入例を参考に、消費税及び地方消費税等を含む単価、金額を記入してください。
- (3) 見積仕様書一覧最左欄の「番号」ごとに分けて提出してください。また、余白部に見積番号を必ず記入してください。
- (4) 見積書は、金額、商号、代表者名、印影等の確認ができるものとしてください。**
- (5) 見積書には提出年月を記入してください。
- (6) 持参、ファクシミリまたは郵送（郵送分は提出期限日の前日必着。）により提出してください。

### 3 ファクシミリで見積書を提出する場合の注意点

- (1) ファクシミリの送信サイズはA4判としてください。（縮小されていると文字が潰れて読めなくなります。）
- (2) ファクシミリの受信は市役所開庁日の8時30分から17時15分までとします。閉庁日、閉庁時間の受信については、責任を負いかねますので送信しないでください。
- (3) ファクシミリの送信は必ず指定の見積書提出専用番号（**084-931-2460**）に送信してください。指定した番号以外へ送信されたものは無効とします。

### 4 その他

- (1) 見積り合わせの結果は市ホームページ及び窓口で確認してください。原則、落札者に管財課より発注の連絡はしません。落札者において、見積書をファクシミリで提出している場合は、発注書と引き換えに原本を提出してください。なお、原本の提出がない場合は、発注書をお渡しすることはできません。
- (2) 見積り合わせの結果、同額の見積書が提出された場合については、管財課において抽選し、業者決定をさせていただきます。